

1 3. 安芸市立土居小学校いじめ防止基本方針

令和2年4月改訂

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童に関係する問題であることから、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを目指して行われなければならない。
- (2) いじめの防止等のための対策は、全ての児童がいじめを行わず、また、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを目指して行われなければならない。
- (3) いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護するが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 いじめの定義といじめに対する本校の基本理念

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」である。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行わなければならない。そのために、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努め、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして、いじめられた児童の感じる被害性に着目して見極めていく。さらに、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「いじめ防止対策委員会」を活用して組織的に行う。

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、本校では、以下の5つのポイントをいじめ防止のための基本姿勢として掲げた。

- ①道徳の時間を要とした、いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②キャリア教育を基盤に児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③特別支援教育の観点から、ユニバーサルデザインの理念に根ざした、全ての児童がわかる・楽しい授業づくりに取り組む。
- ④いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校内だけでな

く各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。

⑤学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

3 いじめの理解

いじめは、どの児童にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気的形成されるようにすることが必要である。

4 いじめの未然防止のための取り組み

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が働く大人としての理想像を児童に示し、分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを知らしめる。

(1)いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

①ハッピースマイル運動

毎月20日をハッピースマイルの日として、どいつ子委員やPTAを中心にあいさつ運動を行う。

②安芸市教育の日

6月の第1日曜日(安芸市教育の日：統一参観日)に道徳の授業を公開し、心と心の連携を図る。

(2)児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

①全ての児童がわかる・楽しい授業づくり

「教育の原点は特別支援教育にある。」という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。

- ・定期的な校内支援チームによる支援委員会を開催する。

(年間6回以上SC来校日に行い、特別支援コーディネーターが設定する)

- ・年間を通じて授業改善のための校内研修を計画的に推進する。

- ・チャレンジタイムによる継続的な加力・補充学習を実施する。

②自己を客観的に分析できる力を養う

特別支援教育を基盤にした研修を重ね、発達障害を持つ児童に対して適切な支援を行う。これにより、穏やかな児童間の人間関係から生じる、安心して学習や生活ができる環境の構築や児童の自己肯定感を育む。

③どいつ子として自信を持って生活できる環境を創造する

土居に生まれて良かった、土居で生活できて良かったと感じさせる豊かな体験・学習活動は、児童の自信につながる。人材育成に対して強い志を持ち背中で語る教育、自らの子供を通わせたい、と思うような学校づくりを全教職員で推進する。

④人とつながる喜びを味わう体験活動

友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。また、学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。

5 いじめの早期発見に向けての取り組み

(1)いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

①「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教職員は児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うとともに、学校評価アンケート(児童用・保護者用・地域用・教職員用)で取り組みについてチェックする。(校長が提案し、11月に実施)

②おかしいと感じた児童がいる場合にはブロックやいじめ防止対策委員会等の場において気付いたことを共有し、組織として当該児童を見守る。

③様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。

④「学校生活アンケート」を年2回行い、児童の悩みや人間関係を把握しいじめゼロの学校づくりを目指す。(生徒指導担当が提案し、6月・11月に実施)

⑤エと同様に年2回の「道徳アンケート」(道徳推進教師提案6月・12月実施)・「Q-Uアンケート」(人権主任が提案し、6月・12月に実施)を指標として、実践的な態度を養う道徳教育の推進及び学級集団づくりを推し進める。

(2)いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

①いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。

②情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。

③傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。

④学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。

⑤いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。

- ⑥子ども達は地域社会の中で生活しているので地域の方に子ども達をしっかりと見守って頂き気になることがあればすぐに連絡を取ってもらうような体制をとる。
(学校支援地域本部等のネットワークを活用する)

6 いじめの早期解決に向けての取り組み

(1) 基本的な考え方

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となること、また、必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察経験者など外部専門家が参加しながら対応することなどにより、より実践的ないじめ問題の解決に資すること等が期待される。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

(2) いじめを発見・通報を受けたときの対応

- ①遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めるとともに、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つことが必要であり、その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するようにする。
- ②児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴するとともに、発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、「いじめ防止委員会」に直ちに情報を共有するようにする。
- ③発見・通報を受けた場合には、「いじめ防止委員会」を中心に、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行うようにする。
- ④いじめの事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに、「学校いじめ対策組織（いじめ防止対策委員会）」から被害・加害児童の保護者に連絡するようにする。
- ⑤学校や学校の設置者が、いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく所轄警察署と相談して対処するようにする。
- ⑥児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めるようにする。

(3) いじめられた児童又はその保護者への支援

- ①いじめられている児童に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝え、自尊感情を高めるよう留意しながら、いじめられた児童から、事実関係の聞き取りを行うようにする。また、児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意し、保護者に対しては、家庭訪問等により、すみやかに事実関係を伝えるようにする。

- ②いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保するようにする。
- ③いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくるとともに、状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得るようにする。
- ④いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童生徒を別室において指導することや、状況に応じて出席停止制度を活用し、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保に取り組むようにする。
- ⑤いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折にふれ必要な支援を行うようにする。

(4) いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- ①いじめたとされる児童から事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとるようにする。なお、児童の個人情報取り扱い等、プライバシーには十分に留意して対応するようにする。
- ②事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行うようにする。
- ③いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮するようにする。
- ④いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をするようにする。
- ⑤教育上必要があると認めるときは、学校教育法第 11 条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加えるとともに、その際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分留意し、いじめた児童が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行うようにする。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

- ①いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせながら、いじめを止めさせることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させるようにする。
- ②学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにするとともに、全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくようにする。

- ③いじめの解決とは、加害児童による被害児童に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童と加害児童を始めとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断していくようにする。

(6) ネット上のいじめへの対応

- ①ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとるとともに、名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダーに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。措置をとるにあたり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求めるようにする。
- ②児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求めるとともに、早期発見の観点から、学校の設置者等と連携し、学校ネットパトロールを実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努めるようにする。
- ③児童が悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取り組みについても周知する。
- ④パスワード付きサイトやSNS、携帯電話メールを利用したいじめなどについては、大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、インターネットの危険を回避するためのフィルタリングの設定やルールづくり等、児童生徒が安全に安心してインターネットを利用できるよう、保護者に対する啓発活動を行い、インターネットの適正利用に関するルールづくりを推進する。

7 いじめに取り組むための校内組織（いじめ防止対策委員会）

この組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担い、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、いじめに係る疑いがある時には、組織的にいじめであるかどうかの判断を行い、スピード感ある対応が実現できるようにする。

情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずにすべてこの組織に報告・相談する。加えて、この組織に集められた情報は、個別の児童生徒ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

また、各学校の学校基本方針の策定や見直し、各学校で定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめの防止等の取組について PDCA サイクルで検証を担う。

①組織の役割

- ・いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間指導計画の作成・実行・検証・修正
- ・いじめの防止等の対策の取組に関するチェックシート（教職員用、児童生徒用、保護者用等）の作成・検証・修正
- ・いじめに関する校内研修の企画・検討

- ・いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・いじめの疑いに係る情報があつた時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
- ・重大事態の調査のための組織について、学校がその調査等を行う場合の母体とする。

②組織の構成員

校長、教頭、生徒指導担当、当該学年教員、特別支援コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、安芸警察署生活安全課児童係職員とする。

③組織運営上の留意点

この組織を実際に機能させるに当たっては、スクール・ソーシャルワーカー等の外部専門家の助言を得る。なお、重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、この組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じてスクール・ソーシャルワーカー等の専門家を加えるなどの方法によって適切に対応する。

8 P T Aや地域の関係団体等との連携

①P T Aや地域の関係団体との連携促進

P T Aや地域の関係団体と連携し、いじめ問題の背景となっている子どもを取り巻く諸問題や、子どものサインに気づく方法等に関する研修を行う。いつでも悩みを相談できる県内の教育相談事業に関わる広報カードやチラシ等を配付し、周知する。

②地域とともにある学校づくり

学校と保護者・地域住民等が一体となって地域の子どもの育み、いじめ問題の解決を進めていくために、開かれた学校づくり推進委員会とともに、学校のいじめ問題の取組について検証する。（5月・2月に開催）

③地域・保護者との連携

地域の行事に積極的に参加するとともに地域の人材を活用し、地域の一員であるという自覚と地域に見守られているという安心感を児童に育みます。このことによって、児童の連帯感を育て暖かな学校づくりを推進する。

④家庭や地域、関係機関と連携した取り組み

⑦いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取り組みについての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かします。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。

⑧児童や保護者に対して、学校や家族にはなかなか話すことができないときには、安芸市教育研究所や24時間相談ダイヤル等のいじめ問題などの相談窓口の利用が可能であることを周知する。

重大事態発生時の対応ガイドライン

重大事態発生時の基本的対応

※本ガイドラインは基本的対応であって、事案に応じた対応を必要とする
いじめ防止法 第 28 条の規定により、学校の設置者又は本学校は、次に掲げる事態（以下「重大事態」）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合（救急搬送された場合を含む）
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※「相当の期間」については不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席をしているような場合には、上記目安に関わらず、迅速に調査に着手することが必要である。

1 学校における重大事態発生時

(1) 被害児童生徒の状況の確認と対応

- ①管理職及び生徒指導主任（担当）でこれまでの対応の経過や子どもの状態についてまとめる
- ②重大事態と思われる状況について、教育委員会人権・こども支援課に第 1 報を入れる

※対応については時系列で記録する

※重大事態は、市教委との協議に基づき、慎重に判断されることが必要である

市教委への報告内容例

- ☐ 児童生徒の状態はどうか（どこの病院へ運ばれたか、誰が同乗したか）
- ☐ いつ、どのような状態で発生したのか（わかる事実について）・いじめの背景が考えられるのか
- ☐ 被害児童生徒について（氏名、学年、組）
- ☐ 加害児童生徒について（加害者がいる場合）等
- ☐ 保護者への対応（連絡の有無等）
- ☐ 今後の学校の窓口は誰か
- ☐ 学校の今後の動き及び現在の管理職の動き
- ☐ その他

(2) 児童生徒及び教員からの聴き取り

詳しい状況把握のため、関係児童生徒及び状況を把握していると思われる教員等から聞き取りを行う。

学校対応組織（※本ガイドラインでは、重大事態に対応するための組織を学校対応組織と表記）で役割分担し、聴き取り内容については必ず記録する。

※事実関係を判断できるだけの情報があれば、全職員で情報を共有した後、詳細の聴き取り等を実施する。しかし、その時点での情報だけでは事実関係が明らかでない場合は、聴き取りを実施した後、全職員で状況を共有する。

ただし、事案によっては、すぐに発生した事態の共有が必要な場合がある

(3) 教職員で状況の共有

①臨時職員会議の開催（１回目）

【学校組織として共通理解を図る内容例】

- ・これまでの経過と確認された事実
- ・被害児童生徒の状態及び加害児童生徒の状態
- ・職員が現時点で把握していることの共有
- ・他の児童生徒の状態（心理的面や気になる点）
- ・学校対応組織の編成と今後の臨時職員会の開催について

学校対応組織での協議後、今後の対応について、臨時職員会（２回目）で共有する。

※重大事態に関わる情報は個人情報でもあり、職員の守秘義務の確認を行っておくこと

②学校対応組織の編成

校長・教頭・生徒指導担当(人権教育主任)・養護教諭 特別支援コーディネーター・当該学級担任(学年主任)・本校勤務のカウンセラー等

校内の役割分担表

※学校対応組織で役割分担を行う

- | | |
|---------|--------------------------------|
| ・危機対応統括 | ・・・危機管理全般を統括・教育委員会との連絡調整 |
| ・保護者担当 | ・・・保護者会の開催やPTA役員との連携を担当 |
| ・個別担当 | ・・・被害児童生徒保護者など個別の窓口 |
| ・報道担当 | ・・・報道への窓口 |
| ・学校安全担当 | ・・・校長や教頭の補佐，学校安全対策，警察との連携 |
| ・庶務担当 | ・・・事務の統括（事態対応に付随して発生する事務的处理） |
| ・情報担当 | ・・・情報の収集・整理（時系列での記録） |
| ・総務担当 | ・・・学校再開（事案発生後に初めて子どもが登校する日）を統括 |
| ・学年担当 | ・・・各学年を統括 |
| ・ケア担当 | ・・・児童生徒・教職員のケア |

「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」文部科学省参照

③第１回の臨時職員会後、今後の対応を確認するため第２回の臨時職員会を招集し、現在の状況の確認と当面の対応について確認する。

【必要に応じて】

- ・保護者へのお知らせ文書の確認
- ・児童生徒に被害児童生徒の状況や重大事態に至った状況を説明する内容の統一とその手順

※その際、被害児童生徒・保護者の意向を確認しておくことが必要

児童生徒の精神的な動揺を避けるため、大人数を集めての説明は、原則行わない。
全体での集会を行う場合は短時間とし、子どもの様子が確認できる学級での指導につなげる。

- ・PTA役員会の開催（臨時保護者会の前に開催）
（事例によっては、調査等も急がれることから、当日開催もありうるが、被害児童生徒保護者の意向により検討が必要）
- ・保護者への説明会について

(4) 被害児童生徒及び保護者への対応（状況によっては、保護者に至急連絡の必要がある）

- ①保護者への連絡内容の確認後、保護者へ連絡
- ②現状で分かる範囲での状況説明（できるだけ直接面談で説明する）
 - ・面談の場所については、保護者の意向を確認する

【児童生徒が病院へ搬送された場合は】

- ③病院では、一定処置が終わるまでは待機する
- ④病院へ同行した教員は、学校への随時の連絡と管理職からの指示を受ける
- ⑤病院へは必ず管理職1名は出向くこと

(5) 学校対応組織での協議内容

【第2回の臨時職員会開催後、学校対応組織で協議する内容例】

- ☐被害・加害児童生徒及び周りの児童生徒の状態（心理面や落ち着きの状態等）
- ☐被害児童生徒保護者及び加害児童生徒保護者への連絡や連絡内容
- ☐他保護者からの問い合わせや相談内容への対応について
- ☐心のケア及び緊急派遣カウンセラーの要請について

※市教委を通じて県教委へ要請する

※「心の健康調査」（別紙）の実施については、スクールカウンセラー等と内容や実施時期等を検討する

- ☐現段階で事態の要因として考えられること
- ☐教職員への面談（事実確認）について
- ☐児童生徒への聞き取りの状況や今後の聴き取り

※この段階では基本的な調査になり、目撃者や現場にいた児童生徒等への聴き取りに限定される。それ以外のアンケートや聴き取りについては、市教委と協議の上進めていくこと。

特に、自死の場合は、原則、詳細な調査は高知市いじめ防止等対策委員会が実施することとなる。

- ☐Q-Uやいじめアンケートの結果等の確認
- ☐マスコミからの問い合わせ及び窓口について（原則校長）
- ☐調査内容やこれまでの取組についての時系列での記録（担当者及び市教委）

☐市教委への要請等

☐担任等教員の精神状態の確認

※当該担任など精神的なショックを受けている場合もあり，必要に応じカウンセリング等の対応の検討を行う

☐PTA役員会の開催 ※（８）を参照 等

(6)被害児童生徒・保護者との面談での必要事項

※管理職と市教委指導主事に対応し，保護者の心情を大切にする

☐現状で学校が把握している内容の報告

・憶測等になるものについては，報告を控える。

☐今後の学校・教育委員会の対応についての確認

・心のケア

・児童生徒への対応

（詳細な調査の必要な場合）

・児童生徒へのアンケート調査の実施

・いじめ防止等対策委員会による調査の実施 等

☐被害児童生徒保護者の学校等の対応に関する意思確認

・調査等事実関係を明らかにする取組について

・重大事態の児童生徒への説明について

・その他児童生徒保護者への説明について

☐被害児童生徒保護者との連絡の窓口担当者について

☐兄弟姉妹がいる場合，その対応について

☐PTA 役員会や臨時保護者会の開催について 等

(7)－①マスコミへの対応について

重大事態発生時は，テレビ，新聞等のマスコミ各社からの問い合わせや取材依頼があることが考えられる。

以下を対応の基本とする。

ア学校での対応者は，原則校長

イ取材に対しては，原則，教育委員会が一元的に対応するが，状況によっては，学校対応も求められることも想定されることから教育委員会と学校が協議し対応する

※教育委員会が一元的に対応する場合も，校長コメントは求められる場合も考えられることから，コメントを用意して教育委員会と確認する（コメントについては教育委員会を通じて発表する）

ウ報道に発表する内容については，被害児童生徒保護者に丁寧の説明し，意向を確認したうえで教育委員会と協議する

エ重大事態発生直後の記者会見については，原則，教育委員会が対応するが，高知市いじめ防止等対策委員会が調査を行う段階では，高知市いじめ防止等対策委員会委員長が会見する

オ状況によっては，調査方針が決定した段階で，記者会見等の場を設定し，調査状況については説明するが，個別の調査内容やいじめの有無など，結論めいたことには触れない

(8)－②マスコミへの対応について

被害児童生徒・保護者、加害児童生徒・保護者については、これまでの事例からも、マスコミの取材攻勢に曝される可能性がある。その場合には、当該児童生徒や保護者が通常の生活ができなくなるばかりか、他児童生徒の精神的負担や学校の教育活動にも大きく影響する。そうした事態が発生した場合には、保護者に関係機関を紹介するなど、教育委員会と連携しながら対応する必要がある。

(9) PTA 役員会の開催（開催する場合の内容例）

- ・教育委員会指導主事等出席
- ・開催には被害児童生徒保護者の意思の確認が必要

①現時点で明らかとなっている事実の報告

- ・これまでの学校の対応と教育委員会の対応

※被害児童生徒・保護者の意向やプライバシーの問題もあり、事案に応じてどこまでの内容について明らかにするかについては、検討を要する。

②今後の対応について

- ・心のケアについて
- ・学校で取組むこと

【必要によって】

③臨時保護者会の開催と内容

④アンケートや児童生徒からの聴き取りの実施について

⑤安芸市いじめ防止等対策委員会の調査について

⑥マスコミの対応について 等

(10) 報告等

学校は、市教委への第1報後、随時、状況を報告する。市教委より学校駐在者が入った場合は、学校駐在者が市教委との連絡調整を行う。